															決 裁	年月	日	統	括	官	等	担	当	者
	応	ŧ	妾	簿	(意	<u>.</u>	見	聴	Į		用)			•									
			又に														,	個人	、課	税第	•		部門	月
相			人 σ 名称												応接									
手	手 事 務		所	の											者	氏名								-
 方	所 在	Ē	地	電話		()			_				和			-		1				
	調	查対	対象	者											応接	要方法	Ė	来署	型	電話	舌	そ (D 1	他)
意	応	接	日	時		年	J]	日		:	~	:		意見	聴取	車絡	年月	日		年	月		日
見																								
聴																								
取																								
の																								
内																								
容																								
調	 査 ´	· 0	D 移	多 行	· の	 有	無	有[無□	1	調	企通 知	和	(予定	È) F	3		年	<u> </u>	月	F]	
意見聴	取結	果につ	かて(のお知	らせの	送付	要否	要[否□		送	付	年	E J] F	3		年	Ξ.	月	F		
松																		•						
摘																								
要																								

整理番号 担当部門	
-----------	--

応接簿(意見聴取用)

1 使用目的

「応接簿(意見聴取用)」は、税理士法第35条に基づき来署又は電話等により税理士等に意見聴取等を行った場合に、意見聴取に関して応答した事績及び「意見聴取結果についてのお知らせ」の送付要否に関して検討した事績などを整理、記録する場合に使用する。

2 記載要領

項目	内	容
意見聴取結果 についてのま 知らせの送付 要否	てのお知らせ」を送付する必要	・しないとした場合に「意見聴取結果につい がある場合には、「要□」にチェックし、 「否□」にチェックする。
摘	見聴取結果についてのお知らせ	しないとした場合にそのてん末、及び「意」を送付しない場合の理由、その他税理士 はその旨を記載するほか、参考事項等を記

(注) 「意見聴取結果についてのお知らせ」の送付要否について、疑義が生じた場合には、 局個人課税課に確認する。